



海外渡航時の危機管理ガイドライン

学生用



兵庫教育大学海外渡航時の危機管理ガイドラインについて

兵庫教育大学グローバルイニシアチブ対応戦略に基づき、国際的な教育研究を推進し、海外諸機関との連携のもと、教育現場で活躍するグローバル化に対応した人材を育成するため、学生の海外留学など、海外の機関等へ学生を派遣する機会が今後一層増加することが見込まれる。しかしながら、昨今のテロ、暴動、デモ等が頻発する治安情勢や、感染症が国境を越えて流行する状態を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にある。

これまで以上に多様な危機事象が発生しうる状況、さらには、文部科学省高等教育局長通知「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」（平成29年3月31日付け28文科高第1268号）を踏まえ、渡航する学生が十分に安全管理の意識をもって渡航できるよう海外における危機管理ガイドラインを策定するものである。

平成29年8月1日

兵庫教育大学グローバル教育センター

目 次

1. 海外渡航時の危機管理対策

(1) 自分の身は自分で守るの基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 自分の身は自分で守るという意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(3) 危機等に関する情報提供のためのツールやその活用方法

①外務省が提供している渡航登録サービス等の利用

1) 海外安全ホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3) 在留届電子届出システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

②事件・事故等に巻き込まれた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

③海外旅行傷害保険の加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

④感染症と健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 海外渡航の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 海外渡航の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

参考：海外渡航準備チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

海外渡航 計画から帰国まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 海外渡航時の危機管理対策

(1) 自分の身は自分で守るの基本原則

海外渡航にあたっては、渡航先の治安状況及び感染症流行状況を自身が事前に熟知し、日本にいるときは意識を切り替えることにより事件・事故を防ぐことができることを理解する。

(2) 自分の身は自分で守るという意識

本学が実施する海外派遣事業以外の私的な留学、旅行であっても、常に日本で在籍する『兵庫教育大学の学生』として自覚を持ちながら行動するとともに、自分の身は自分で守るという意識を常にもつこと。

また、特に以下の点については、外務省が作成する「海外安全虎の巻」等も参照しつつ、渡航する前に十分に理解しておくこと。

- 危険な場所には近づかないこと
- 多額の現金・貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎む等、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
- 犯罪にあったら抵抗しないこと
- 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
- 家族に定期的に連絡をすること
- 現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
- 滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用や未成年者の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

海外安全虎の巻： <https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>



安全を確かめよう 虎の巻		目次
その一	海外安全のための基礎知識	1
その二	日本とは違う海外事情	2
その三	「自分の身は自分で守る」ための心構え	3
その四	「テロ」に対する心構え	4
その五	テロ被害に遭わないために	5
その六	テロ被害に遭った場合	6
その七	テロ被害に遭った場合	7
その八	テロ被害に遭った場合	8
その九	テロ被害に遭った場合	9
その十	テロ被害に遭った場合	10
その十一	テロ被害に遭った場合	11
その十二	テロ被害に遭った場合	12
その十三	テロ被害に遭った場合	13
その十四	テロ被害に遭った場合	14
その十五	テロ被害に遭った場合	15
その十六	テロ被害に遭った場合	16
その十七	テロ被害に遭った場合	17
その十八	テロ被害に遭った場合	18
その十九	テロ被害に遭った場合	19
その二十	テロ被害に遭った場合	20
その二十一	テロ被害に遭った場合	21
その二十二	テロ被害に遭った場合	22
その二十三	テロ被害に遭った場合	23
その二十四	テロ被害に遭った場合	24
その二十五	テロ被害に遭った場合	25
その二十六	テロ被害に遭った場合	26
その二十七	テロ被害に遭った場合	27
その二十八	テロ被害に遭った場合	28
その二十九	テロ被害に遭った場合	29
その三十	テロ被害に遭った場合	30
その三十一	テロ被害に遭った場合	31
その三十二	テロ被害に遭った場合	32
その三十三	テロ被害に遭った場合	33
その三十四	テロ被害に遭った場合	34
その三十五	テロ被害に遭った場合	35
その三十六	テロ被害に遭った場合	36
その三十七	テロ被害に遭った場合	37
その三十八	テロ被害に遭った場合	38
その三十九	テロ被害に遭った場合	39
その四十	テロ被害に遭った場合	40
その四十一	テロ被害に遭った場合	41
その四十二	テロ被害に遭った場合	42
その四十三	テロ被害に遭った場合	43
その四十四	テロ被害に遭った場合	44
その四十五	テロ被害に遭った場合	45
その四十六	テロ被害に遭った場合	46
その四十七	テロ被害に遭った場合	47
その四十八	テロ被害に遭った場合	48
その四十九	テロ被害に遭った場合	49
その五十	テロ被害に遭った場合	50
その五十一	テロ被害に遭った場合	51
その五十二	テロ被害に遭った場合	52
その五十三	テロ被害に遭った場合	53
その五十四	テロ被害に遭った場合	54
その五十五	テロ被害に遭った場合	55
その五十六	テロ被害に遭った場合	56
その五十七	テロ被害に遭った場合	57
その五十八	テロ被害に遭った場合	58
その五十九	テロ被害に遭った場合	59
その六十	テロ被害に遭った場合	60
その六十一	テロ被害に遭った場合	61
その六十二	テロ被害に遭った場合	62
その六十三	テロ被害に遭った場合	63
その六十四	テロ被害に遭った場合	64
その六十五	テロ被害に遭った場合	65
その六十六	テロ被害に遭った場合	66
その六十七	テロ被害に遭った場合	67
その六十八	テロ被害に遭った場合	68
その六十九	テロ被害に遭った場合	69
その七十	テロ被害に遭った場合	70
その七十一	テロ被害に遭った場合	71
その七十二	テロ被害に遭った場合	72
その七十三	テロ被害に遭った場合	73
その七十四	テロ被害に遭った場合	74
その七十五	テロ被害に遭った場合	75
その七十六	テロ被害に遭った場合	76
その七十七	テロ被害に遭った場合	77
その七十八	テロ被害に遭った場合	78
その七十九	テロ被害に遭った場合	79
その八十	テロ被害に遭った場合	80
その八十一	テロ被害に遭った場合	81
その八十二	テロ被害に遭った場合	82
その八十三	テロ被害に遭った場合	83
その八十四	テロ被害に遭った場合	84
その八十五	テロ被害に遭った場合	85
その八十六	テロ被害に遭った場合	86
その八十七	テロ被害に遭った場合	87
その八十八	テロ被害に遭った場合	88
その八十九	テロ被害に遭った場合	89
その九十	テロ被害に遭った場合	90
その九十一	テロ被害に遭った場合	91
その九十二	テロ被害に遭った場合	92
その九十三	テロ被害に遭った場合	93
その九十四	テロ被害に遭った場合	94
その九十五	テロ被害に遭った場合	95
その九十六	テロ被害に遭った場合	96
その九十七	テロ被害に遭った場合	97
その九十八	テロ被害に遭った場合	98
その九十九	テロ被害に遭った場合	99
その百	テロ被害に遭った場合	100
その百一	テロ被害に遭った場合	101
その百二	テロ被害に遭った場合	102
その百三	テロ被害に遭った場合	103
その百四	テロ被害に遭った場合	104
その百五	テロ被害に遭った場合	105
その百六	テロ被害に遭った場合	106
その百七	テロ被害に遭った場合	107
その百八	テロ被害に遭った場合	108
その百九	テロ被害に遭った場合	109
その百十	テロ被害に遭った場合	110
その百十一	テロ被害に遭った場合	111
その百十二	テロ被害に遭った場合	112
その百十三	テロ被害に遭った場合	113
その百十四	テロ被害に遭った場合	114
その百十五	テロ被害に遭った場合	115
その百十六	テロ被害に遭った場合	116
その百十七	テロ被害に遭った場合	117

(3) 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法

① 外務省が提供している渡航登録サービス等の利用

1) 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

渡航先の国・地域ごとにA～Dの情報が盛り込まれている。留学計画を立てるにあたっては、これらすべての情報を踏まえることが必要である。

また、海外安全アプリをインストールすることで、スマートフォンのGPS機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、渡航先に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信したり、また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができる。

A. 危険情報

当該国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実存在し、それがある程度継続的に発生している場合、または、治安等の悪化により、日本人の安全にとって何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合に発出されるもの。

「レベル1：十分注意してください。」

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

の4つのカテゴリーがある。カテゴリーは目安であり、本文に記載されている治安情勢の概況、地域情勢、当該地域にやむを得ず滞在する際の具体的な安全対策等を丁寧に読むことが必要。

B. スポット情報

過激デモ、全国規模のストライキ等の治安の急激な悪化、武装強盗事件、連続爆弾事件等の突発的な事件、自然災害や感染症の発生、テロの可能性の高まり、外国人をねらった強盗事件のような凶悪・重大犯罪の増加等、特定の国や地域において日本人の安全にかかわる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。ただし、一過性のものは少なく、危険情報の内容の更新につながるものもある。

C. 広域情報

国際テロ組織の動向、国際的な犯罪事件、感染症等の広域発生等、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるもの。中でも国際テロ組織の動向に関する情報等は、特定の国や地域に限定できない場合が多いことから、「広域情報」で呼びかけることが一般的であり、「危険情報」「スポット情報」とあわせて確認することが必要

D. 安全対策基礎データ

各国への渡航・滞在にあたって、その国の防犯やトラブル回避の観点から知っておいた方がよい基礎的な情報をとりまとめたもの。当該国・地域の犯罪発生状況、出入国手続き、滞在時の留意事項、その他風俗、習慣、病気、緊急時の連絡先など安全に関する必要情報が詳細に記載されている。

2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

海外旅行する者が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムである。



学生の皆様へ

海外修学旅行や短期語学研修、スポーツなどの海外遠征、卒業旅行や観光で外国に行く際には、外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録を行ってください。

「たびレジ」に登録いただくと、まず旅行先国の最新防犯情報や注意事項が電子メールで提供されます。また、旅行先国に所在する日本国大使館などが在留邦人に出す緊急一斉通報や、最新の渡航情報もリアルタイムで受け取ることができます。

更に、現地で大きな事件や事故、災害が起こった場合には、登録された連絡先を基に日本国大使館などから緊急連絡を行いますので、必要な方は支援がスムーズに受けられます。

「たびレジ」は以下のインターネットサイトから登録できます。メールアドレスを3つまで登録できますので、携帯電話や自宅のパソコンだけでなく、家族のアドレスの分も含めることができます。また、フリーメールアドレスも登録できますので、携帯端末がない方でも、旅行先のインターネットカフェなどで情報を受け取ることができます。



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>

「たびレジ」で入力する情報は、旅券に記されている氏名や旅券番号などのご自身の情報と、旅行日程、滞在先、連絡先などです。これらの情報があれば、ご家族や旅行代理店の方が代わりに登録することもできますが、安全に海外で過ごすことを自覚するためにも、自分自身で登録するようにしてください。「たびレジ」では、最大で10名までの同行者を入力する欄がありますが、修学旅行など大人数の場合には、各自が自身の情報のみを入力してください。

下記のサイトは外務省の海外安全ホームページです。全世界の防犯情報や海外旅行時の注意事項などを掲載しています。



<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

下記のサイトからは在留届の提出ができます。3ヶ月以上海外に滞在する際にご利用ください。



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

ご質問等ありましたら以下までご連絡ください。

外務省領事局政策課 03-3580-3311 (代)

3) 在留届電子届出システム <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する人は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に速やかに在留届を提出することが義務付けられている。

なお、治安情勢が不安定な国や地域においては、3か月未満であっても、できる限り届け出るよう心がけること。

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加している。万一、このような事態に遭った場合には、日本国大使館や総領事館が在留届をもとに所在地や緊急連絡先を確認して援護活動を行うこととしている。

② 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

1) 海外渡航中に事件・事故等に巻き込まれた場合、特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、まずは現地の在外公館に援護等を依頼することが重要である。

2) 渡航前には、渡航先の在外公館の連絡先を確認しておくこと。ただし、在外公館の体制や権限等の制約もあるので、あらかじめ在外公館がどのようなサービスを提供しているかを確認しておくこと。

参考：外務省「海外で困ったらー大使館・総領事館のできること」

http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/flash02.html

3) 危機事象が発生した際には、大学と連絡を緊密にとることも必要となるため、以下の連絡先を把握しておくこと。

【兵庫教育大学連絡先】

平日の昼間 学生支援課国際交流チーム

0795-44-2043

office-kokusai-t@ml.hyogo-u.ac.jp

上記以外 警備員室

090-2197-2748

4) 事件・事故等に巻き込まれた際には、家族のみで対応するよりも大学が組織として対応した方が、対応範囲が広がり、家族の負担が軽減される事もあるため、家族から大学へ連絡してもらえよう、家族にも上記連絡先を伝えておくこと。

③ 海外旅行傷害保険へ加入

海外旅行中に被ったケガや病気による死亡・後遺障害・治療費用のほか、賠償責任、携行品損害、救援者費用などを補償する保険に加入することにより、突然、誰の身にでも起こりうるトラブルに備える必要がある。

また、保険の補償内容は多様であるため、必ず事前に補償内容を確認し、家族にも内容を確認してもらうことにより家族と補償内容を共有しておくこと。

【参考】日本損害保険協会 Q&A 海外旅行傷害保険とは
<http://soudanguide.sonpo.or.jp/body/q080.html>

〈海外旅行傷害保険の必要性〉

- ✓ 健康保険が使えない場合がある。
- ✓ 医療費が高額になる場合がある。
- ✓ 渡航中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負う場合がある。
- ✓ 渡航中に携行する身の回り品が盗難にあったり壊れる場合がある。
- ✓ 渡航先で怪我や病気で入院して家族が現地に駆けつける必要がある場合がある。
- ✓ 手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償される場合がある。
- ✓ 航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償される場合がある。

④ 感染症と健康管理

海外では、日本ではほとんど心配のない感染症や風土病が流行っているところがある。そのため、必要に応じて予防接種を行っておくこと。予防接種の種類によっては数回接種する必要があるので、余裕を持った接種日程を検討すること。

また、動物・蚊やダニ等が媒介する感染症については、感染しないための対策をとること。（予防薬、蚊帳、防虫スプレー、肌を露出させない服装など。）

2. 海外渡航の判断

海外渡航の実施、中止及び途中帰国等の判断に当たっては、外務省の海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) に掲載の「危険情報」及び「感染症危険情報」を参考に次表のとおりとする。

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
大学主催事業 〔派遣プログラム〕 〔派遣留学〕	渡航前	注意喚起の うえ実施可	中止	中止	中止
	渡航中	注意喚起を 行う	帰国命令	帰国命令	帰国命令
私的な渡航 〔私費留学〕 〔観光旅行 等〕	渡航前	注意喚起を 行う	中止要請	中止	中止
	渡航中	注意喚起を 行う	帰国要請	帰国勧告	帰国勧告

〔外務省 危険情報〕

各レベルの内容

レベル1：十分注意してください。

〔その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。〕

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

〔その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。〕

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

〔その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。（場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。〕

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

〔その国・地域に滞在している方は滞在地から，安全な国・地域へ退避してください。この状況では，当然のことながら，どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。〕

3. 海外渡航の届出

海外渡航を行うに際して、以下の「海外渡航届」を必ず事前に提出すること。
また、出発前の渡航計画のみならず、渡航後の計画変更についても、速やかに大学に連絡をすること。

年 月 日

海 外 渡 航 届

兵庫教育大学長 様

学籍番号		氏 名		電話 番号	自宅	
Eメールアドレス					携帯	

下記のとおり海外へ渡航しますので、お届けします。

記

渡航目的	観光 ・ 留学 ・ その他 ()					
渡航期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
渡航先 (国名・都市名)				経 由 国 (国名・都市名)		
宿泊先 (名称・住所)						
渡航先での 連絡先	電話番号				Eメールアドレス	
海外旅行 傷害保険 会社名				海外旅行 傷害保険 保険証番号		
利用旅行 会社名				利用航空 会社名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 渡航先に外務省の危険情報及び感染症危険情報が発出されていないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録又は「在留届」を提出した。 <input type="checkbox"/> 保護者等家族に日程表などを渡し海外での所在が明らかになるよう手配した。 <input type="checkbox"/> 保護者等家族に海外旅行者傷害保険の補償内容を伝えた。 <input type="checkbox"/> 渡航先の在外公館の連絡先及びサービスの提供内容を確認した。					

【国内緊急連絡先】

氏 名		続 柄	
住 所	〒		
自宅電話番号		携帯電話番号	

注:この海外渡航届に記載された個人情報は、海外渡航の危機管理のためにのみ使用させていただきます。また、個人を特定しない形で統計的な調査に使用する
場合、本人の身体・生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない等、個人情報保護法による場合を除き、第三者へ提供することは致しません。

海外渡航準備チェックリスト

事 項	チェック
渡航先に危険情報及び感染症情報が発出されていないことを確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録又は在留届を提出しましたか？	<input type="checkbox"/>
渡航先の在外公館の連絡先を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
渡航先の在外公館のサービスの提供内容を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
大学に海外渡航届を提出しましたか？	<input type="checkbox"/>
緊急時の大学の連絡先は把握しましたか？	<input type="checkbox"/>
家族にも大学の緊急連絡先を伝えましたか？	<input type="checkbox"/>
海外旅行傷害保険に加入しましたか？	<input type="checkbox"/>
海外旅行傷害保険の補償内容を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
海外旅行傷害保険の補償内容を家族にも把握してもらいましたか？	<input type="checkbox"/>

海外渡航 計画から帰国まで



【兵庫教育大学連絡先】

平日の昼間 学生支援課国際交流チーム

0795-44-2043

office-kokusai-t@ml.hyogo-u.ac.jp

上記以外 警備員室

090-2197-2748